

横浜市居宅訪問型保育事業（障害・疾病等）認可・確認等要綱

制 定 令和7年1月27日こ施第1115号（局長決裁）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づく居宅訪問型保育事業（横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号。以下「認可基準条例」という。）第38条第1号の規定に基づく保育に限る。）の認可（以下「認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）、認可基準条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可・確認等を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、認可基準条例の例による。

（1）家庭的保育者

居宅訪問型保育事業における法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者とする。

（2）居宅訪問型保育事業者

居宅訪問型保育事業を行う法人とする。

（3）保育管理体制

家庭的保育者に対する保育への助言、緊急時の相談対応が可能なアドバイザーの配置、保護者との相談窓口や事務手続を行う本市との調整窓口の設置など、適切な保育を提供できる体制とする。

（事業内容）

第3条 居宅訪問型保育事業者は認可基準条例第38条第1号の規定に基づく保育を提供するものとする。

2 事業の実施場所は、利用乳幼児の居宅とする。

3 事業の利用期間は1年間とする。ただし、当該期間が経過した後に訪れる認可保育所及び認定子ども園等（以下この項において「認可保育所等」という。）の4月1日入所に係る申請期間において、認可保育所等を利用するための受入れ調整を実施したものの、受入れ先の調整が見つからない場合はこの限りではない。

（利用定員）

第4条 1事業あたりの利用定員は1人とする。

（職員の要件）

第5条 保育を行う家庭的保育者は、看護師、准看護師、保健師若しくは助産師の資格を有する者（以下この条において「看護師等」という。）又は認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。）とする。

2 前項に規定する者は、市長が実施する居宅訪問型保育研修の基礎研修及び専門研修（令和6年3月30日成事第350号「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」別添4「多様な保育研修事業実施要綱」（以下「研修要綱」という。）に定める居宅訪問型保育研修事業の基礎研修及び専門研修をいう。）を保育開始前に修了すること。また、前項に規定する者のうち、規則第1条の32に規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」は、市長が実施する家庭的保育者等研修の認定研修（研修要綱に定める家庭的保育者等研修事業の認定研修をいう。）も保育開始前に修了すること。

3 前項の研修は、都道府県又は市町村（特別区を含む。）、都道府県知事若しくは市町村長の指定した研修事業者が実施する研修を含むものとする。

（職員配置基準）

第6条 職員配置等については、認可基準条例及びその他の関係法令の定めによるものとする。

2 居宅訪問型保育事業者は、適切な保育を提供できる保育管理体制を構築するものとする。

（事業実施者の休憩時間）

第7条 家庭的保育者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第34条第3項に基づく休憩時間の自由利用の規定を適用しない労働者とする。

2 居宅訪問型保育事業者は、労働基準法第34条第1項の規定による休憩時間の付与の責務を免れるものではないことから、家庭的保育者に対する休憩時間の付与及びその取得・利用状況の把握については、居宅訪問型保育事業者が適切にこれを行うこととする。

3 居宅訪問型保育事業者は、家庭的保育者の休憩時間の取得・利用状況を把握する方法をあらかじめ定め、第14条に定める事前協議の際に、書面で市長へ報告すること。

4 居宅訪問型保育事業者は、労働基準監督機関による調査等が行われた際に、必要に応じ、家庭的保育者に対する休憩時間の付与を適切に行っていることを証明できるよう、必要な記録等を適切に保存すること

（保育内容）

第8条 保育は、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に基づき実施すること。また、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

（保育提供日・保育時間）

第9条 保育時間は、1日につき8時間を原則とし、利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、あらかじめ保護者と居宅訪問型保育事業者との協議の上、居宅訪問型保育事業者が定めるものとする。

（保険への加入）

第10条 保育を実施するにあたり、賠償責任保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。

(連携施設)

第 11 条 認可基準条例第 41 条に規定する居宅訪問型保育連携施設は障害児入所施設、児童発達支援事業所、医療機関等とする。

第 2 章 社会福祉法人等以外の者による認可

(審査基準)

第 12 条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者から居宅訪問型保育事業の認可に関する法第 34 条の 15 第 3 項の規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

(1) 法第 34 条の 15 第 3 項第 1 号に定める「当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア及びイのいずれも満たすものであること。

ア 居宅訪問型保育事業の年間事業費の 6 分の 1 に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

イ 直近会計年度において、居宅訪問型保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。

(2) 経営者（経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

(3) 法第 34 条の 15 第 3 項第 3 号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア又はイに該当するものであること。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、横浜市認定保育所、他都市の認証保育施設及び企業主導型保育事業）において 2 年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(認可の条件)

第 13 条 社会福祉法人等以外の者に対して居宅訪問型保育事業の認可を行う場合については、以下の条件を付することができる。

(1) 法第 34 条の 16 第 1 項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、居宅訪問型保育事業を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 市長に対して、毎会計年度終了後 3 か月以内に、法人会計に係る貸借対照表、収支計算書又は損益計算書、キャッシュフロー計算書等並びに、次に掲げる書類に、居宅訪問型保育事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

- ア 前会計年度末における貸借対照表
- イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
- ウ 前号に定める居宅訪問型保育事業を営む事業に係る前会計年度の貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）
- エ 前号に定める居宅訪問型保育事業等を営む事業に係る前会計年度末における借入
金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

第3章 認可及び認可内容変更手続

（事前協議）

- 第14条 事業認可の申請をしようとする者は、事業計画書を添付した「居宅訪問型保育事業設置認可事前協議書（第1号様式）」を提出するものとする。
- 2 市長は、前項に基づく提出があったときには、法第34条の15第3項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第4項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聴くものとする。
 - 3 市長は、前項に基づく協議の結果を「居宅訪問型保育事業設置認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）（第2号様式）」又は「居宅訪問型保育事業設置認可事前協議に係る選定結果について（不採択通知）（第3号様式）」により通知するものとする。

（認可申請）

- 第15条 前条の協議の結果を踏まえ居宅訪問型保育事業を運営しようとする者は、規則第36条の36に基づき、「居宅訪問型保育事業及び特定地域型保育事業の設置認可・確認申請書（第4号様式）」に必要な書類を添付して、市長へ事業認可の申請をするものとする。

（認可）

- 第16条 認可は居宅訪問型保育事業者単位で行うものとする。
- 2 市長は、前条の規定に基づき申請された居宅訪問型保育事業の認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。
 - 3 市長は審査の結果、当該居宅訪問型保育事業の運営を認可する場合は「居宅訪問型保育事業及び特定地域型保育事業の設置認可・確認通知書（第5号様式）」により、申請者に通知するものとする。
 - 4 当該居宅訪問型保育事業の運営を認可しない場合は「居宅訪問型保育事業及び特定地域型保育事業の設置不認可・確認することができない旨の通知書（第6号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（内容変更の手続）

- 第17条 認可内容のうち認可を受けた者に大きく関わる事項（定員、事業所所在地、実施責任者、事業実施区域等）の変更をしようとする場合は、あらかじめ市長に相談をするものとする。
- 2 認可内容の変更をしようとする者は、規則第36条の36に基づき「居宅訪問型保育事業及び特定地域型保育事業認可・確認内容変更届書（第7号様式）」に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。
ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に定める「横浜市延長保育事業実施（変更）届（第1号様式）」をもって、これに代えることができる。

(廃止又は休止に関する協議)

第 18 条 居宅訪問型保育事業の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長の承認を受けなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第 19 条 居宅訪問型保育事業を廃止又は休止しようとする者は規則第 36 条の 37 に基づき、前条に定める協議後、「居宅訪問型保育事業廃止（休止）承認申請書（第 8 号様式）」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「居宅訪問型保育事業廃止（休止）承認通知書（第 9 号様式）」により、承認しない場合は「居宅訪問型保育事業廃止（休止）不承認通知書（第 10 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

第 4 章 確認等の手続

(確認等の手続)

第 20 条 確認は居宅訪問型保育事業者単位で行うものとする。

2 子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項、第 44 条、第 47 条の規定に基づく確認及び確認内容の変更に関する手続は、第 15 条から第 17 条までの規定を準用し、同法第 48 条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第 3 章に定める認可等の手続と併せて行うものとする。

第 5 章 事業改善措置等

(事業者に対する措置)

第 21 条 市長は、居宅訪問型保育事業の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 法第 34 条の 17 第 3 項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「居宅訪問型保育事業の改善の勧告（命令）について（通知）（第 11 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(2) 法第 34 条の 17 第 4 項の規定に基づく事業の制限又は停止の命令を「居宅訪問型保育事業の停止命令について（通知）（第 12 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(3) 法第 58 条第 2 項の規定に基づく認可の取消しを「居宅訪問型保育事業の認可の取消しについて（通知）（第 13 号様式）」により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、居宅訪問型保育事業の事業者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 51 条第 1 項に基づく勧告又は同条第 3 項に基づく命令

(2) 子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項に基づく確認の取消し又は確認の効力の停止

附 則

(施行日)

この要綱は、令和 7 年 1 月 27 日から施行する。